

## ● 講師紹介 ●

山口 紀洋 やまぐち としひろ

弁護士

1940年 東京に生まれる。

1964年 早稲田大学政治経済学部を卒業。

1969年 司法試験に合格。

1972年 第2東京弁護士会に登録。鈴木一郎弁護士に誘われて、後藤孝典弁護団長の川本輝夫チツ本社刑事事件に弁護人として参加。後に東京高等裁判所で史上初の公訴権濫用による公訴棄却判決。

1975年 緒方正人、坂本登ら未認定患者・支援者に対する謀圧事件の患者側弁護人となる。後に有罪判決。

1976年 ニセ患者発言名誉毀損民事事件の患者側訴訟代理人となる。後に勝訴判決。

1978年 水俣病認定棄却処分取消行政訴訟（御手洗鯛右氏ほか）の患者側訴訟代理人となり、以降、東京で荒谷徹、平郡真也ら水俣病訴訟活動のプレーンを得、現在まで共同作業を続ける。

1984年 日蓮宗得度。後に千葉県多古町の妙栄山佛光寺住職を拝命。

1988年 待たせ賃訴訟の差戻審で患者側訴訟代理人となる。後に再上告審で敗訴確定。

1997年 御手洗訴訟、福岡高等裁判所で勝訴判決。

2001年 水俣病認定棄却処分取消行政訴訟（故溝口チエ氏）の患者側訴訟代理人となり、提訴。

2010年 胎児性世代の未認定患者がチツと国・県に損害賠償を求めた訴訟（2007年提訴）に患者側訴訟代理人として参加。現在、同地裁で審理中。

2012年 溝口訴訟、福岡高裁で全面勝訴（2月27日）。熊本県知事が上告、現在、最高裁判所第3小法廷で審理中。

## 【受任した水俣病訴訟に関する文献】

水俣病自主交渉川本裁判資料集（川本裁判資料集編集委員会）1981年、現代ジャーナリズム出版会  
命限りある日まで（御手洗鯛右著）2000年、葦書房

魚湧く海（水俣病患者連合編）1998年、葦書房

水俣病誌（川本輝夫著）2006年、世織書房

水俣病闘争の軌跡「黒旗の下に」（池見哲司著）1996年、緑風出版

水俣病は終わっていない（原田正純著）1985年、岩波新書

水俣病にまなぶ旅（原田正純著）1985年、日本評論社

水俣病事件と法（富樫貞夫著）1995年、石風社

# 水俣病 最高裁が初認定

## 救済の幅広げる

### 溝口さん勝訴確定

#### 大阪は審理 差し戻し

水俣病の認定申請を棄却された女性2人の遺族が、熊本県に水俣病と認定するよう求めた2件の訴訟の上告審判決で、最高裁第3小法廷は16日、水俣病認定について「個別の事情と関係証拠を総合的に検討し、個別具体的に判断すべき」との初判断を示し、弾力的な運用を求めた。その上で、水俣市の故溝口チエさん（1977年死去）を水俣病と認め、次男秋生さん（81）が逆転勝訴した福岡高裁判決を支持し、県の上告を棄却した。最高裁による水俣病の患者認定は初めて。県の敗訴が確定した。【23、27、28、29面に関連記事】



勝訴が確定し、支援者が持つ母親チエさんの遺影の傍らで笑顔を見せる溝口秋生さん（中央）＝16日午後3時10分すぎ、最高裁南門前（小野宏明）

#### Q&A

水俣病認定基準 旧環境庁が1977年に通知した「後天性水俣病の判断条件」では、手足の先の感覚障害のほか、運動失調や視覚野狭窄（きょうさく）など複数症状の組み合わせを求め、従来の基準を事実上狭く変更した。以降、大量の棄却処分が続いた。2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決は、国の基準より幅広く被害を認めたが、水俣病特別措置法を創設。約6万5千人が申請している。

水俣病認定訴訟 熊本県による水俣病の患者認定義務付けを求めた行政訴訟。水俣市の溝口秋生さんは亡くなった母チエさんの認定を、大阪府豊中市の女性は自身の認定を求めた。女性は3月に死去。遺族が訴訟を引き継いだ。大阪の女性は関西訴訟の最高裁判決で被害を認められたが、行政から患者認定されていない。2012年の福岡高裁判決は国の認定基準について「十分とはいえない」と否定し、溝口さんが逆転勝訴。同年の大阪高裁判決は妥当性を認め、大阪の女性が逆転敗訴した。二審で敗訴した側が上告した。

一審で水俣病と認められた大阪府豊中市の女性（水俣市出身）を逆転敗訴とした二審判決は破棄し、大阪高裁に審理を差し戻した。77年に旧環境庁が示した現行基準では、公害健康被害補償法の対象となる水俣病の認定は、手足の先の感覚障害と他の症状との組み合わせが要件。最高裁は、県の審査ではほとんど認定例がない「感覚障害のみが水俣病」を認めた。行政認定より救済の幅を広げた司法判断が示されたことで、新たな訴訟が湧く可能性がある。水俣病特別措置法による救済策が進む中で、補償・救済制度の見直しを求める声も高まりそうだ。

溝口秋生さんの代理人・山口紀洋弁護士の話、福岡高裁判決をほぼ全面的に認容した、非常に大きな意義のある判決。実質的に感覚障害だけが水俣病を認めたのは大きな前進だ。司法が行政の認定制度の運用を否定し、救済の門戸を広げるべきだと指摘したといえる。継続的な闘いを続け、水俣病の真の解決につなげる。

非常に大きな意義

環境省判断求める

2判決の内容精査

最終勝利を目指す

#### 水俣病訴訟最高裁判決 骨子

- 認定基準は迅速・適切な判断のためという限度で合理性があるが、複数症状の組み合わせがなくても、水俣病と認定する余地がある
- 感覚障害だけの水俣病が存在しない、という科学的実証はない
- 水俣病の認定は、客観的事実を確認する行為。個別の事情と関係証拠を総合的に検討し、個別具体的に判断すべきだ
- 女性の認定を県に命じた福岡高裁の判断は是認できる
- 大阪高裁判決は破棄し、女性が水俣病かどうかを審理を尽くさせる

# 「感覚障害だけで水俣病」

## 県の棄却処分取り消す

水俣市の男性

### 不服審査会の 裁決書骨子

- 4月の最高裁判決を受け、個別具体的に判断
- 中学卒業までの15年間に濃厚な有機水銀暴露
- 四肢末端優位の感覚障害は有機水銀暴露によるものと認める
- 国の認定基準には適合していないが、客観的事象として水俣病との認定が相当
- 認定申請を棄却した県知事の処分は取り消す

トできない」。蒲島郁夫知事も「詳細は知らないのでコメントできない」と述べた。

最高裁判決後、環境省は「認定基準は否定されていない」として基準見直しを否定し、総合的検討の在り方の具体化の検討を進めている。これに対し、被害者団体や泉田裕彦・新潟県知事は、救済制度の抜本見直しを求めている。（高橋俊啓）

「国の判断条件には適合していないが、水俣病と行政認定することが相

当」として、県の棄却処分を取り消した。審査会委員6人全員一致の意見という。同審査会が水俣病で県

の処分を取り消すのは、09年10月以来で14件目。逆転裁決について、環境省環境保健部は「裁決書が届いておらず、コメン

## 国公害補償不服審査会

国の公害健康被害補償不服審査会が、水俣病認定申請で県から棄却処分とされた下田良雄さん(65)＝水俣市月浦＝について、「認定が相当」として知事の棄却処分取り消しを裁決したことが30日、分かった。審査会は4月の最高裁判決と同様、「感覚障害だけで水俣病」とする判断を示しており、現行の認定基準見直しを求める声が高まるのは必至だ。

【30面に関連記事、28面に裁決書要旨】

## 最高裁判決踏まえ判断

現行の認定基準は、手に認定申請。手足の感覚

足の感覚障害と別の症状の組み合わせを基本要件としている。

障害は認められたが複数の症状がないなどとして、いづれも棄却処分を受け

請求した。裁決は10月25日付。裁決は「症状の組み合わせが認められない場合も、個別具体的な判断により

ある」などとした最高裁判決を引用した上で、下田さんの食生活歴や医学的資料などから「手足の感覚障害が水俣病以外の原因によることを疑わせる証拠はなく、疫学的、臨床医学的にみても有機水銀暴露によるものと認める以外ない」と判断。

下田さんは1999年と2002年の2度、県

た。06年、有識者らでつくる不服審査会に審査を

個人具体的な判断により

水俣病と認定する余地が

2013.10.31

熊本日日新聞 朝刊  
〔1面〕